

新型コロナウイルス感染拡大防止への臨時特別協力要請について

本県においても、オミクロン株の感染が引き続き高い水準で続いています。

これに対しては、オミクロン株の特性（感染拡大は速く、高齢者や基礎疾患者を除けば症状は比較的軽度）や感染防止体制等に係る本県の状況に即して、感染拡大リスクを確実に低減させるために効果的な対策を講じることが肝要です。

このため、新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づき、令和4年2月27日までの間、臨時特別協力要請を発出しますので、協力をお願いします。

令和4年1月23日

(令和4年2月17日改訂)

山梨県知事 長崎 幸太郎

1 山梨県民の皆様へ

(1) 家庭内での感染防止対策の徹底（特に子どもを守るための対策の徹底）

家庭内の感染が非常に多く確認されていることから、以下の対策を要請します。

- ① 発熱の有無に関わらず、喉の痛みや咳など、少しでも体調が悪い場合には、速やかにかかりつけ医や医療機関で受診するとともに、念のため陽性反応が出る前から生活区域を分離するなど、「家庭内で広げない」ための対策を徹底してください。
- ② ワクチン未接種の子どもへの感染拡大が確認されていることから、やむを得ない事情がある場合を除き、子ども連れでの不要不急の外出・移動をお控えいただくとともに、家庭において子どもへの感染を防止するための対策を十分に講じてください。
- ③ 家庭内において会話をする際には食事の際も含め、マスクの着用（ファミリーマスク）を徹底してください。

(2) ワクチン未接種者の不要不急の外出自粛

- ① ワクチンの2回接種を終えていない方は、ワクチン接種者と比較して感染者の発生率と重症化リスクが高いため、自らの健康を守るべく最大限留意していただき、通勤、通学、通院、生活必需品の買い出し、ワクチン接種など、やむを得ない事情がある場合を除き、不要不急の外出・移動をお控えください。

2 事業者の皆様へ

(1) 高齢者施設における感染防止対策の徹底

高齢者施設での感染拡大は、重症化リスクの高い高齢者の命と健康に直結することに加え、医療提供体制のひっ迫にも繋がることから、高齢者施設の管理者に対し、以下の対策を要請します。

- ① 2回目のワクチン接種後6ヶ月を経過した施設職員等に対し、2月中に3回目の接種を受けていただくよう勧奨するとともに、休暇の取得など勤務環境の配慮をお願いします。
- ② 発熱の有無に関わらず、喉の痛みや咳など、少しでも体調が悪い施設職員等が出た場合には、速やかにかかりつけ医や医療機関で受診するよう勧奨するとともに、休暇の取得など勤務環境の配慮をお願いします。
- ③ 施設職員等の家族で少しでも体調が悪い方が出た場合には、施設で保管する抗原定性検査キット等により、施設職員等に対し速やかに検査を実施してください。

(2) 保育所、認定こども園、幼稚園等における感染防止対策の徹底

園児・児童のマスクの着用が難しいなど感染リスクの高い保育所、認定こども園、幼稚園等の管理者に対し、以下の対策を要請します。

- ① 2回目のワクチン接種後6ヶ月を経過した施設職員等に対し、できる限り速やかに3回目の接種を受けていただくよう勧奨するとともに、休暇の取得など勤務環境の配慮をお願いします。
- ② 発熱の有無に関わらず、喉の痛みや咳など、少しでも体調が悪い施設職員等が出た場合には、速やかにかかりつけ医や医療機関で受診するよう勧奨するとともに、休暇の取得など勤務環境の配慮をお願いします。
- ③ 施設職員等の家族で少しでも体調が悪い方が出た場合には、施設で保管する抗原定性検査キット等により、施設職員等に対し速やかに検査を実施してください。

(3) ワクチン接種の勧奨や人の集まりを減らす取り組みの徹底

- ① 健康上の理由等によりワクチン接種を受けられない方を除き、ワクチン未接種の従業員等に対し、ワクチン接種の必要性をしっかりと説明し、できる限り接種を受けていただくよう強く勧奨してください。
- ② 在宅勤務（テレワーク）や時差出勤、休暇の積極的な取得など、人との接触を低減する取り組みを一層実施してください。
- ③ 従業員等が体調不良の申し出をしやすい環境づくりや体調不良の従業員等は早期に帰宅させ、受診を勧めるといった「広げない」ための対策をしてください。

- ④ ワクチンの2回接種を終わっていない従業員等には、従業員等からの申し出によりテレワークの推奨や不特定多数の方と直接接する業務を控えるなど、勤務環境の配慮をお願いします。

なお、健康上の理由等により接種を受けられない従業員等が不利益となる扱いを受けないよう配慮をお願いします。

(4) クラスタリスクの高い事業所（高齢者、障害者、児童福祉施設等）における感染防止対策の徹底

- ① マスクを外す機会となる食事の時間を分散するなどの対策を講じてください。

(5) 運動の機会を伴う施設における感染防止対策の徹底

- ① 従来からの感染防止対策に加え、運動時においても原則マスクを着用した状態を維持してください。マスクの着用により健康を害する可能性がある場合には、運動強度を下げるなどの工夫をしてください。

なお、水泳などやむを得ずマスクを外す必要がある運動においては、非着用時の十分な距離の確保などの取り組みを必ず実施してください。

3 学校関係者の皆様へ

(1) 小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校における感染防止対策の徹底

- ① クラスを分割した授業の実施やオンライン授業の活用、分散登校などの感染防止対策に配慮した授業等を実施してください。
- ② 職員室の分散化やオンラインを活用した職員会議の開催など、教職員同士の接触機会の低減に最大限努めてください。
- ③ 中学校、高等学校及び特別支援学校における部活動は、原則自粛してください。

なお、要請期間中における関東大会、全国大会等への出場については、保護者、生徒と十分に相談のうえ、参加の是非を検討し、出場する意向のある部活動にあっては、2 **(5)** ①に準ずるなど十分な感染防止対策を講じたうえで、学校間感染を防ぐ観点から自校内のみの活動としてください。

(2) 大学等における感染防止対策の徹底

- ① 健康上の理由等によりワクチン接種を受けられない方を除き、ワクチン未接種の学生に対し、ワクチン接種の必要性をしっかりと説明し、できる限り接種を受けていただくよう強く勧奨してください。
- ② 部活動や課外活動を行うに当たっては、必要最小限の活動に留めるとともに、従来からの感染防止対策に加え、運動時におけるマスクの原則着用（詳細は2

(5)①に準ずる)、マスクを外した状態での接触や大声を避けるなど、感染リスクの低減に繋がる取り組みを必ず実施してください。

- ③ 学生が行う飲み会等に関して、感染拡大に繋がる行為は厳に慎むよう注意喚起をしてください。
- ④ 発熱等の症状がある学生等が登校や活動参加を控えるよう周知してください。
- ⑤ 感染防止と対面授業・遠隔授業の効果的实施等による学修機会の確保の両立に向けて適切に対応してください。